都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、大竹市から、広島圏都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

令和八年十一月二十四日

広島県知事　横　田　美　香